

公 告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条の規定による審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和7年9月11日

茨城県公安委員会委員長 白 川 洋 子

1 審査区分、実施日時、抽選申込期間、抽選結果通知期間及び書類申請期間

審 査 区 分	実 施 日 時	抽選申込期間	抽選結果通知期間	書類申請期間
空港保安警備業務1級	令和8年 1月8日(木) 午前9時～ 午後零時	令和7年 12月1日(月) ～5日(金) (5日間)	令和7年 12月9日(火) ～10日(水) (2日間)	令和7年 12月15日(月) ～19日(金) (5日間)
空港保安警備業務2級				
施設警備業務1級				
施設警備業務2級				
交通誘導警備業務1級				
交通誘導警備業務2級				
核燃料物質等危険物運搬 警備業務1級				
核燃料物質等危険物運搬 警備業務2級				
貴重品運搬警備業務1級				
貴重品運搬警備業務2級				

2 実施場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部2階 意見の聴取室

3 定員

各区分合わせて10名

4 検定合格者審査の審査区分

(1) 空港保安警備業務1級の検定合格者審査

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務2級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧 1 級検定又は旧検定であって旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級に係るもの（以下「旧 2 級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備に係る旧 1 級検定に合格した者

(4) 施設警備業務 2 級の検定合格者審査

常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備に係る旧 1 級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務 2 級の検定合格者審査

交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級の検定合格者審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備業務 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備業務 2 級の検定合格者審査

貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

5 検定合格者審査の対象者

茨城県内に住所を有する者、茨城県内の営業所に属する警備員又は茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者であって、4 の(1)から(10)までのいずれかに該当するものについて実施する。ただし、次に掲げる者は今回の検定合格者審査の対象とはならない。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第12条第 1 項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上であるもの（(1)に掲げる者を除く。）

6 検定合格者審査の方法

学科試験及び実技試験とする。ただし、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験が合格基準に満たなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 1級の検定合格者審査

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務の実施に関すること。
- (エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

徒手による護身術の基本動作2種目

(2) 2級の検定合格者審査

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務の実施に関すること。
- (エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

徒手による護身術の基本動作1種目

7 検定合格者審査の申込手続

(1) 抽選申込方法

検定合格者審査を受けようとする者は、抽選申込期間に、検定合格者審査抽選申込書（公告文別紙）を作成し、

〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部生活安全総務課許可等事務担当室警備業係

宛てに郵送で送付すること。（期間中の消印有効）

(2) 審査受検予定者の抽選及び抽選結果の通知

生活安全総務課は、抽選結果通知期間の初日に抽選を行い、受検予定者を決定する。
その後、抽選結果通知期間中に、受検予定者に電話連絡し、受付番号を通知する。

(3) 審査申請書の提出方法等

ア 提出方法

受付番号を取得した受検予定者は、書類申請期間中の午前9時から午後4時ま

での間に、後掲イの提出先に対して後掲ウの書類を提出すること。

※ 郵送による提出は認めない。

イ 提出先

(ア) 茨城県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

(イ) 茨城県内の警備業営業所に属する者

所属する警備業営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(ウ) 上記(ア)、(イ)双方に該当する者

住所地又は警備業営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(エ) 茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(ア)又は(イ)のいずれにも該当しない者は、旧合格証の交付を受けた警察署の生活安全課（係）

ウ 提出書類

(ア) 審査申請書 1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚

(ウ) 旧合格証の写し

(エ) 茨城県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面（ただし、茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者については不要）

(オ) 茨城県内の営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面（ただし、茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は不要）

8 審査手数料及び納付方法

(1) 審査手数料 4,700円

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、茨城県収入証紙により納付すること。

なお、納付した審査手数料は返還しない。

9 審査当日の携行品及び服装

(1) 必ず審査に係る旧合格証を持参すること（持参しない場合、審査を受けられない場合がある。）。

(2) 筆記用具

- (3) 服装は、動きやすい服装（警備服等）とすること。

10 その他

- (1) 審査の合格者には、審査申請書を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。
- (2) 諸事情により、予定どおり審査を実施できない場合は、審査の中止又は延期、定員の削減等の措置を行う。
- (3) 不明な点については、生活安全総務課警備業係（電話029－301－0110）に問い合わせること。